

改正個人情報保護法を踏まえた 「放送分野ガイドライン」の検討について

平成 28 年 9 月 28 日
事 務 局

1. 制度改正の背景

- 情報通信技術の発展により、個人情報保護法制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となった。
- 一方、消費者はプライバシー保護の観点から慎重な取扱いを求めており、事業者はどのような措置をとれば十分な利活用ができるか判断できない「グレーゾーン」が拡大する等の問題が顕在化していた。
- パーソナルデータの利活用により、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、これからの我が国発のイノベーションの創出に寄与すると期待されていることから、これらの問題に対応する必要があった。

2. 改正個人情報保護法の成立

- 平成27年9月、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための改正個人情報保護法が成立。個人情報保護委員会の設立、個人情報の定義の明確化、特定の個人を識別することができないように加工された「匿名加工情報」の新設等を内容とする。
- 現在、改正法の全面施行に向けて、個人情報保護委員会において、政令、委員会規則、すべての分野に共通して適用される汎用的なガイドライン等の策定等、所要の措置が進められている。

改正個人情報保護法の内容

参考

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)

個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現等のために所要の改正を行うもの

個人情報保護法の改正のポイント

定義の明確化等

- ・個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)
- ・要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
- ・取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の流通の適正さを確保

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

請求権

- ・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

1. 放送分野における個人情報保護に関する指針

- 放送分野における個人情報保護について、総務省は、放送の国民への最大限の普及とその効用の保証や放送による表現の自由の確保といった放送法上の観点と、個人情報の適切な取扱いに関する個人情報保護法上の観点の双方を踏まえ、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(以下、「放送分野ガイドライン」という。)の制定、改定等を行ってきた。

放送分野ガイドラインは、放送法に基づく個人情報保護法の上乗せ規定も含んでいる。

2. 個人情報保護法改正を踏まえた放送分野ガイドライン改正の検討

- 個人情報保護法の改正に伴い、放送受信者等の個人情報に関して、以下の検討を行う。
 - ・ 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための個人情報保護法改正の趣旨に鑑み、視聴履歴の取得目的制限の緩和や適切な取得方法等、放送受信者等の個人情報の特別な取扱いに関する検討
 - ・ 個人情報保護委員会が作成する共通ガイドラインとの整合性 等

個人情報保護法の改正に伴う放送受信者等の個人情報に関する検討等を行うため、「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設置し、検討を行うこととする。

目的

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「視聴環境分科会」(以下「分科会」という。)の下に設置される会合として、改正個人情報保護法やパーソナルデータ利活用の新たな動向を踏まえつつ、新たな放送サービスの展開に向けたプライバシー保護等のあり方について検討することを目的とする。

主な検討事項

第189回国会で成立した改正個人情報保護法を踏まえた個人情報の取扱いの整理及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年総務省告示第696号)の規定内容の見直し
スマートテレビ等を活用した新たな放送サービス展開に必要な運用ルール等の整理

検討スケジュール

分科会において、平成28年度内を目途に上記 の検討事項についてとりまとめを行い、 の検討事項について、平成29年度中に一定のとりまとめを行えるよう、検討を進める予定。